

「文教大学 水島恵一賞」（生活科学研究所）要綱

1. (名称)

賞の名称を「文教大学 水島恵一賞」（以下、「賞」という。）とする。

2. (対象)

賞の対象は、文教大学生活科学研究所紀要に発表した若手の研究者（客員研究員・準研究員・大学院生を含む）の執筆・投稿した研究論文の中から選考し、生活科学に関する論文として優れた研究論文とする。

「若手の研究者」とは、選考対象となる研究業績が発表された時点で、原則 45 歳未満である者のことをいう。

3. (選考)

(1) 賞の選考は、文教大学生活科学研究所「水島恵一賞」選考委員会（以下、「選考委員会」という。）が行い、選考結果を所長に報告する。

(2) 選考委員会は、原則として生活科学研究所紀要編集委員で構成する。

(3) 賞の選考は、当該年度の研究所紀要に掲載される論文の第一著者を対象とする。

(4) 賞の選考対象は、一人あたり 1 点とする。

4. (受賞者数)

(1) 受賞者数は、該当する論文がある場合、1 年間に 1 ～ 2 名とする。

(2) 賞の授与は、研究者一人につき、1 回を限度とする。

5. (賞の授与)

(1) 賞の授与は、次年度の生活科学研究所定例会において行う。

(2) 受賞は、表彰及び、研究奨励金として金 5 万円を授与する。

6. (選考委員会への委任)

(1) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は選考委員会が決定する。

7. (要綱の改廃)

この要綱の改廃については、生活科学研究所委員会の議を経て、学長が決定する。

附記

平成 28 年 10 月 30 日施行

令和 5 年 2 月 27 日改正